

目 次

- 議案第 6 1 号 令和 7 年度杵築市一般会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 6 2 号 令和 7 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補正予算書 5 ページ－
- 議案第 6 3 号 杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
－ 議案書 3 ページ－
- 議案第 6 4 号 杵築市山香温泉風の郷条例の一部改正について
－ 議案書 10 ページ－
- 議案第 6 5 号 財産の処分について
－ 議案書 13 ページ－
- 報告第 1 2 号 繰越明許費繰越計算書について
（令和 6 年度杵築市一般会計）
－ 議案書 15 ページ－
- 報告第 1 3 号 事故繰越し繰越計算書について
（令和 6 年度杵築市一般会計）
－ 議案書 21 ページ－
- 報告第 1 4 号 繰越明許費繰越計算書について
（令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計）
－ 議案書 23 ページ－

報告第15号 繰越計算書について
(令和6年度杵築市水道事業会計)

－ 議案書 25 ページ －

議案第 6 3 号

杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 杵築市議会議員及び杵築市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗

用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、杵築市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- （1） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額
- （2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）
- ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支

払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

（選挙運動用自動車の使用の契約の指定）

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者は、第8条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定めるビラの枚数を超える場合には、当該ビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び手続）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める

ビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、ポスター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額及び手続)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には

当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(公費負担の状況の公表)

第12条 委員会は、公費負担の状況について委員会が定めるところにより公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

杵築市山香温泉風の郷条例の一部改正について

杵築市山香温泉風の郷条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市山香温泉風の郷条例の一部を改正する条例

杵築市山香温泉風の郷条例（平成17年杵築市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用料金の名称	区分		単位	金額	備考
宿泊料	和室 洋室 離れ	一般	1人 1泊	25,000円 以下	1 「一般」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者以上の者をいう。 2 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。 3 「未就学児」とは、0歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 4 小学生の宿泊料については、一般の料金の半額を徴収する。 5 未就学児の宿泊料については、無
会議利用料	研修室		1時間 当たり	3,750円 以下	
入浴料	一般		1回 当たり	700円 以下	
	小学生以下		1回 当たり	600円 以下	
ロッカー利用料			1回 当たり	200円 以下	

		<p>料とする。ただし、独立して寝具を利用した場合に限り、小学生の料金を徴収する。</p> <p>6 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日の宿泊料は、1割を加算できる。ただし、年末年始、ゴールデンウィーク、盆及びシルバーウィークの期間及び宿泊料は、別に定める。</p> <p>7 入浴料には、サウナルーム利用料が含まれる。</p>
--	--	---

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

議案第 6 5 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 5 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 処分する財産

(1) 土地

所 在 杵築市山香町大字久木野尾字東カヤノ原 20
02番26

地 目 宅地

地 籍 23, 253.74 m²

(2) 建物

所 在 杵築市山香町大字久木野尾字東カヤノ原 20
02番地26

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 158.84 m²

2 処分の相手方

福岡県糟屋郡須恵町大字植木 81番地の5

中山ホールディングス株式会社

代表取締役社長 中山 智

3 処分予定価格

67,743,000円

報告第 1 2 号

繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度杵築市一般会計予算のうち、令和 7 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和6年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳				一般財源
						収入	未収入特定財源		その他	
							国県支出金	地方債		
2.	5.	総務費 地籍調査事業	98,589,000	98,589,000	0	67,770,000	0	0	30,819,000	
3.	1.	民生費 社会福祉費 住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業	141,355,000	19,079,000	0	19,079,000	0	0	0	
3.	1.	民生費 社会福祉費 物価高騰対策事業 (障がい者施設等物価高騰対策支援)	1,857,000	1,857,000	0	1,800,000	0	0	57,000	
3.	2.	民生費 児童福祉費 物価高騰対策事業 (保育所等物価高騰対策支援)	1,641,000	1,641,000	0	1,600,000	0	0	41,000	
4.	1.	衛生費 保健衛生費 物価高騰対策事業 (高齢者施設等物価高騰対策支援)	6,714,000	6,714,000	0	6,700,000	0	0	14,000	
5.	1.	農林水産業費 農業費 物価高騰対策事業 (農林水産業燃油高騰特別対策)	6,344,000	6,344,000	0	6,300,000	0	0	44,000	

(単位:円)

令和6年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳			一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地 方	未 収 入 特 定 財 源	債 そ の 他	
5.	1.	農林水産業費 1. 農業費 物価高騰対策事業 (畜産飼料価格高騰緊急対策)	5,145,000	5,145,000	0	5,100,000	0	0	45,000
5.	1.	農林水産業費 1. 農業費 農業水路等長寿命化・防災減 災事業(ため池廃止)	5,931,000	5,931,000	0	5,930,000	0	0	1,000
5.	1.	農林水産業費 1. 農業費 おおいた園芸産地づくり支援 事業	2,660,000	2,630,000	800,000	1,742,000	0	0	88,000
5.	3.	農林水産業費 3. 水産業費 水産物供給基盤機能保全事業	69,549,000	59,549,000	0	41,664,000	17,800,000	0	85,000
6.	1.	商工費 1. 商工費 物価高騰対策事業 (プレミアム商品券)	100,200,000	100,200,000	0	69,448,000	0	0	30,752,000
6.	1.	商工費 1. 商工費 八坂・東地区工業団地整備事 業	5,418,000	5,418,000	5,400,000	0	0	0	18,000

令和6年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地	方 債 そ の 他	未 収 入 特 定 財 源		
7. 土木費	2. 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (法面等長寿命命化修繕)	29,335,000	15,086,000	0	7,951,000	7,100,000	0	35,000	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (鹿倉線)	2,914,000	2,914,000	0	1,497,000	1,400,000	0	17,000	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (重永吉野渡線)	604,000	434,000	0	233,000	100,000	0	101,000	
7. 土木費	2. 道路橋梁費	道路メンテナンス事業 (橋梁等長寿命命化修繕事業)	39,518,000	24,209,000	25,000	13,725,000	10,400,000	0	59,000	
7. 土木費	6. 都市計画費	都市計画総務管理事業	22,165,000	22,165,000	0	9,745,000	0	0	12,420,000	
8. 消防費	1. 消防費	防災ラジオ管理事業	45,177,000	45,177,000	45,100,000	0	0	0	77,000	

令和6年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		
								国 県 支 出 金 地 方 債	未 収 入 特 定 財 源	
8.	1. 消防費	ハザードマップ作成事業	5,625,000	5,625,000	1,700,000	3,872,000	0	0	0	53,000
9.	5. 社会教育費	史跡杵築城跡保存活用事業	3,314,000	3,190,000	3,100,000	0	0	0	0	90,000
9.	6. 保健体育費	体育施設維持管理事業 (文化体育館空調機更新工事)	7,685,000	7,447,000	7,400,000	0	0	0	0	47,000
10.	1. 農林水産業施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業 (単独分)	52,636,000	42,685,000	0	0	27,700,000	0	0	14,985,000
10.	1. 農林水産業施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業 (現年補助分)	254,404,000	254,404,000	2,540,000	56,919,000	6,300,000	0	0	188,645,000
10.	1. 農林水産業施設 災害復旧費	林道災害復旧事業 (単独分)	1,128,000	1,128,000	0	0	700,000	0	0	428,000

(単位:円)

令和6年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳			一 般 財 源
						国県支出金	地方債	その他	
10.	1.	農林水産業施設 災害復旧事業 (現年補助分)	23,936,000	19,756,000	0	15,816,000	1,700,000	0	2,240,000
10.	1.	農林水産業施設 災害復旧費	5,000,000	5,000,000	2,500,000	2,500,000	0	0	0
10.	2.	公共土木施設 災害復旧事業 (単独分)	30,000,000	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0
10.	2.	公共土木施設 災害復旧事業 (現年補助分)	482,900,000	375,003,000	0	303,442,000	57,600,000	0	13,961,000
10.	3.	公共施設等 災害復旧費	42,221,000	34,421,000	85,000	0	30,700,000	0	3,636,000
一 般 会 計 合 計			1,493,965,000	1,201,741,000	68,650,000	642,833,000	191,500,000	0	298,758,000

報告第13号

事故繰越し繰越計算書について

令和6年度杵築市一般会計予算のうち、令和7年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

杵築市長 永松 悟

令和6年度 杵築市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	既定 特定財源	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額				収入	国県支出金	地方債	
2.	総務費											
	3.	戸籍住民 登録費	14,597,000	3,894,000	10,703,000	0	10,703,000	0	10,703,000	0	0	0
		戸籍住民基本台帳事業 (システム改修)										
		一般会計合計	14,597,000	3,894,000	10,703,000	0	10,703,000	0	10,703,000	0	0	0

本事業は、令和5年度の国庫補助金を活用し、令和6年度に実施予定であったが、システム改修に係る国の標準仕様書の公開が予定よりも遅れたことにより、適正な履行期間の確保が困難となったため。

報告第14号

繰越明許費繰越計算書について

令和6年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算のうち、令和7年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

杵築市長 永松 悟

令和6年度 杵築市ケーブルテレビ事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳				一 般 財 源	
						国県支出金	地方債	未収入特定財源			他
2.	1.	ケーブルテレビ 整備事業費	52,804,000	52,804,000	2,704,000	0	50,100,000	0	0	0	
		ケーブルテレビ整備事業費	52,804,000	52,804,000	2,704,000	0	50,100,000	0	0	0	
		ケーブルテレビ事業特別会計 合計	52,804,000	52,804,000	2,704,000	0	50,100,000	0	0	0	

報告第15号

繰越計算書について

令和6年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和7年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月9日提出

杵築市長 永松 悟

令和6年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1.	資本的支出	建設改良費										
		上本庄地区管路用地用地測量委託業務	3,000,000	0	3,000,000	0	1,700,000	0	1,300,000	0		用地関係者の特定及び事業の説明に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		三川原北線(大正橋)配水管布設管工事	6,700,000	0	6,700,000	0	4,000,000	0	2,700,000	0		市が発注している大正橋補修工事との調整に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		灘手地区配水管布設管工事	5,200,000	1,600,000	3,600,000	0	2,000,000	0	1,600,000	0		地元との交通規制の協議に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		尾花地区配水管布設管工事	5,456,000	2,000,000	3,456,000	0	2,000,000	0	1,456,000	0		既設の水道管の位置確認などに不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		町下地区配水管布設管工事	1,199,000	590,000	609,000	0	300,000	0	309,000	0		地元との土地立入協議に不測の日数を要したため。

令和6年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金		
1.	資本的支出	建設改良費								
	1.	久木野尾地区水道災害復旧工事	3,575,000	0	3,575,000	2,411,000	600,000	0	564,000	現地の形状に合せた資材に変更し、工事量が増え不測の日数を要したため。
		水道事業会計 合計	25,130,000	4,190,000	20,940,000	2,411,000	10,600,000	0	7,929,000	

(単位:円)

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金		
1.	水道事業費用									
	1.	営業費用								
		報国地区水道施設撤去工事	935,000	0	935,000	0	0	0	935,000	地元との土地立入協議に不測の日数を要したため。
		水道事業会計 合計	935,000	0	935,000	0	0	0	935,000	

(単位:円)

